

# 門 真 市

## 市営住宅入居申込みのしおり

### 新築・あき家入居者募集

市営住宅は、他の民間住宅とは異なり、公営住宅法、門真市営住宅条例などに基づき、収入基準や世帯構成など様々な制限がありますので、この『申込みのしおり』を最後までよくお読みになった上で申し込んでください。

◎新築募集は、既に完成している新築住宅の入居予定者を決めるためのものです。  
※新築募集は、棟号室別の募集をしておりませんので、当選後、住戸の指定はできません。

### 目 次

1. 申込資格について…………… P1～P8
2. 申込みの無効・失格・注意事項について…………… P9～P10
3. 裁量世帯について…………… P11
4. 申込みから入居まで…………… P12～P13
5. 月収額の計算のしかた…………… P14～P21
6. 控除額について…………… P22
7. 月収額計算例…………… P23～P24
8. 申込書の書き方例…………… P25～P26
9. 募集住宅一覧表…………… P27～P31
10. 募集住宅間取りの例…………… P32
11. 住宅地図…………… P33～P34
12. 抽選方法…………… P35～P36
13. 令和7年度6月募集における住宅別応募状況… P37

○ 募集期間 令和7年12月1日(月)～12月15日(月)

○ 申込先 門真市営住宅管理センター

○ 申込方法

- ・窓口持参(門真市営住宅管理センター)又は郵送  
※受付時間:午前9時から午後5時30分  
※日曜・祝日は除く
- ・電子申請(インターネット)→<https://kadoma-shiei.com/>

【申込先・お問い合わせ先】  
門真市営住宅管理センター

〒571-0048 門真市新橋町6-12 エクセレント清荫(キヨメ)3階 3C

電話 06-6967-8799

## 1. 申込み資格について

### 共通申込資格

市営住宅に申し込みされる方は、次の①～⑥のすべての条件を満たしている必要があります。

① 申込者本人及び同居者が暴力団員でないこと。

② 収入基準に合う方(入居予定者全員の収入を合算します。)

- ・あなたの世帯の収入が、収入基準を満たしているかについては、14～21ページの「5. 月収額の計算のしかた」をよく読んで確かめてください。

- ・市営住宅は計算後の月収額が 158,000円以下の方が申込みできます。

※「裁量世帯(11ページ参照)」に該当する方は、計算後の月収額が 214,000円以下であれば、申込みできます。

③ 現在、住宅に困っておられる方

- ・市営住宅、府営住宅を借りておられる方(名義使用人)は申し込みできません。

- ・持家の方も原則として申し込みできません。(入居時までに家屋の所有権を移転されるなど処分を予定している場合は、申込みできます。)

④ 一般世帯向け(2ページ)と若者世帯向け(7ページ)は、申込者本人が大阪府内に住所を有しているか、勤務している方が申込みできます。

福祉世帯向け(3～6ページ)と車いす常用者世帯向け(8ページ)は、申込者本人が門真市内に住所を有しているか、勤務をしている方が申込みできます。

- ・住民票の写しまたは勤務している又は勤務することが確実であることを証明する書類が入居資格審査時に必要です。

- ・勤務予定者は、募集期間末日より起算して2ヵ月以内に、門真市内の事業所に勤務することが確実であることが必要です。

⑤ 家賃の支払い能力があること。

⑥ 過去に市営住宅に居住していた方については、不正な使用(無断退去・滞納など)をしたことがないこと。

#### ☆多子世帯に対する優遇について

募集期間末日現在で、18歳未満の子どもを3人以上扶養している世帯に抽選番号を2つ付与します。

適用を受ける場合は、「市営住宅入居申込書」の**多子世帯優遇制度**の□に必ず✓を入れてください。

#### ※注意事項

- ・この制度は抽選の際の優遇措置であって、必ずしも当選を保証するものではありません。

- ・募集期間末日において、18歳未満の子どもを3人以上扶養している世帯のみ✓を入れてください。

(子ども(1人)の年間の合計所得が48万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)でなければ、扶養していることにはなりませんのでご注意ください。)

- ・該当する世帯であっても✓がない場合、優遇措置は受けられません。

- ・同居しようとする方(入居予定者)の中に、18歳未満の子どもが3人以上いない場合は、該当しません。(例:遠隔地扶養をしている子どもを含めて3人以上子どもがいる場合など)

- ・募集期間末日において、出生していないければ、人数に含みません。

(注意)9ページから10ページの「2. 申込みの無効・失格・注意事項について」も必ずお読みください。

## 一般世帯向け（市外申込可）

共通申込資格（1ページ参照）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次の条件を満たしている必要があります。

※申込時点において、申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務をしている（募集期間末日より起算して2ヵ月以内に、大阪府の事業所に勤務することが確実な場合を含む）方。

◎現に生計を一にしている同居者または同居しようとする親族がある方

内縁関係にある方や婚約者のある方、性的マイナリティでパートナーシップ関係にある方（「以下、パートナーシップ関係にある方」という）も申し込むことができます。

- ・内縁関係の方は、その関係が住民票の続柄の欄で、未届の妻（夫）であることが確認できる場合に限ります。
- ・婚約者のある方は、別途『婚約証明書』および期限内に婚約者と同時に入居する旨の『誓約書』が必要です。（当選後、婚約証明書および誓約書の用紙は郵送します。）
- ・※パートナーシップ関係にある方は、その関係が、大阪府又は大阪府内の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限ります。

（注意）9ページから10ページの「2. 申込みの無効・失格・注意事項について」も必ずお読みください。

## 福祉世帯向け

共通申込資格(1ページ参照)のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次の条件を満たしている必要があります。

### ■高齢者世帯

申込者本人が募集期間末日現在で60歳以上の方であって、次の①～③のいずれかの親族とのみ同居し又は同居しようとする世帯

- ① 配偶者(内縁関係にある方、パートナーシップ関係にある方を含む)
- ② 18歳未満の児童(世帯を不自然に分割した方を除く)
- ③ 60歳以上の方

(注意)同居される方の中に、上の①～③のいずれにもあてはまらない方がおられる場合には、  
高齢者世帯とみなしません。  
なお、年齢については、募集期間末日現在での満年齢です。

### ■ひとり親世帯

申込時点で次の①～⑤のいずれかにあてはまり、募集期間末日現在で20歳未満の児童を扶養している世帯

- ① 死別、離婚又は婚姻によらないで母又は父となった方
  - (ア) 配偶者と死別した方であって、現に婚姻をしていない方
  - (イ) 離婚した方であって、現に婚姻をしていない方
  - (ウ) 婚姻によらないで母又は父となった方であって、現に婚姻をしていない方  
ただし、当該者が未成年である場合は、現に親等に扶養されておらず、法定代理人の同意を得た方に限る。
- ② 配偶者の生死が1年以上明らかでない方(警察へ行方不明者届の届出をしている場合)
- ③ 配偶者から1年以上遺棄されている方(住民票上1年以上配偶者と離れている場合)
- ④ 母子世帯等に準じる状況にある世帯  
(配偶者の暴力等により、婚姻関係が事実上破綻している場合)  
大阪府各子ども家庭センター等で母子世帯等に準じる状況にある世帯として証明を受けられる方
- ⑤ その他
  - (ア) 配偶者が海外にいるため、その扶養を受けられない方
  - (イ) 配偶者が精神又は身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っている方
  - (ウ) 配偶者が法令により1年以上拘禁され、長期にわたってその扶養を受けられない方  
(注意-1) 上記②、③、⑤-(ウ)の基準となる日は、募集期間の末日です。  
(注意-2) 20歳未満の児童であっても、年間の合計所得金額が48万円以下(給与のみの場合は給与収入が103万円以下)でなければ、扶養していることにはなりませんので、ご注意ください。

## ■障がい者世帯

2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人または同居しようとする親族に次の①～④のいずれかに該当する方がいる世帯

### ① 身体障がい者世帯

身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方

### ② 精神障がい者世帯

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方

### ③ 知的障がい者世帯

療育手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると判定された方

### ④ 結核回復者世帯

結核による長期療養者で、日常生活が制限され、かつ、入居時までに退院可能な方又は申込日において退院後3年を経過していない方

(注意)上記①、②、③については、募集期間末日現在で要件を満たしていることが必要です。

## ■ハンセン病療養所入所者等の世帯

申込者本人又は同居しようとする親族に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる世帯

## ■DV被害者世帯

2人以上の親族で構成される世帯であって、配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方がいる世帯で次のいずれかに該当する世帯

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

(注意:大阪府女性相談センターが発行する証明書が必要です。)

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。

(注意:裁判所が命令した保護命令決定書の写しが必要です。)

(ウ) (ア)(イ)以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において、「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている者も同様に取り扱う。

## ■犯罪被害者等世帯

2人以上の親族で構成される世帯であって、申込者本人は又はその同居しようとする親族が次の(ア)～(ウ)のすべてに該当する世帯

- (ア) 門真市内における殺人、放火、強制性交等の実行行為の犯罪被害者で被害が発生した日から5年以内(募集期間末日現在)の方
  - (イ) (ア)の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方
  - (ウ) (ア)の犯罪被害状況について確認できる方
- (注意) 上記(ア)には、危険運転致死を含む

## ■単身者

次の①～⑪のいずれかに該当している単身者

- ① 年齢が 60 歳以上の方  
(注意) 年齢については、募集期間末日での満年齢です。
- ② 身体障がい者  
身体障がい者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が1級から4級までの方
- ③ 精神障がい者  
精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方又は同程度の障がいを有すると認められる方
- ④ 知的障がい者  
療育手帳の交付を受けている方又は知的障がい者更生相談所において療育手帳の交付を受けている方と同程度の障がいを有すると判定された方
- ⑤ 戦傷病者  
戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が、特別項症から第六項症まで、又は第1款症である方
- ⑥ 原子爆弾被爆者  
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦ 生活保護受給者  
生活保護又は、中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方
- ⑧ 海外からの引揚者  
海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年以内の方(厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国者証明書の交付を受けている方)
- ⑨ ハンセン病療養所入所者等  
ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- ⑩ DV被害者  
配偶者から暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者及び配偶者暴力防止等法第 28 条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当する方

(ア) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護、同法第5条の婦人保護施設における保護(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。

(注意:大阪府女性相談センターが発行する証明書が必要です。)

(イ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申し立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方。

(注意:裁判所が命令した保護命令決定書の写しが必要です。)

(ウ) (ア) (イ)以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体において、「公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書」が発行されている者も同様に取り扱う。

## ⑪ 犯罪被害者

(ア)～(ウ)のすべてに該当する方

(ア) 門真市内における殺人、放火、強制性交等の実行行為の犯罪被害者で被害が発生した日から5年以内(募集期間末日現在)の方

(イ) (ア)の犯罪により従前の住宅に居住することが困難になった方

(ウ) (ア)の犯罪被害状況について確認できる方

(注意) 上記(ア)には、危険運転致死を含む

(注意) ①～⑪の要件については、募集期間末日現在で満たしていることが必要です。

(注意) 9ページから10ページの「2. 申込みの無効・失格・注意事項について」も必ずお読みください。

## 若者世帯向け（市外申込可）

共通申込資格（1ページ参照）のすべての条件を満たしたうえで、かつ、次の条件を満たしている必要があります。

※申込時点において、申込者本人が大阪府内に住んでいるか、勤務をしている（募集期間末日より起算して2ヵ月以内に、大阪府の事業所に勤務することが確実な場合を含む）方。

### ■若者世帯

申込者本人及び配偶者（内縁関係にある方及び婚約者、パートナーシップ関係にある方を含む）が募集期間末日現在において40歳未満である世帯。

子どもを含む世帯の場合は、子が小学生以下（募集期間末日現在）からなる世帯に限ります。

※婚約者のある方は、申込時点で婚約中であり、婚姻する日が募集期間末日から1年以内である方。

※パートナーシップ関係にある方は、その関係が、大阪府又は大阪府内の自治体がパートナーシップ宣誓したことを証明した書類で確認できる場合に限ります。

### 【ひとり親世帯であっても次の要件に該当する場合は応募可】

申込者本人と現在同居しているか、又は同居しようとする小学生以下（募集期間末日現在）の子どもを含む親子を中心とした2人以上の親族からなる世帯。

（注意）9ページから10ページの「2. 申込みの無効・失格・注意事項について」も必ずお読みください。

## 車いす常用者世帯向け

車いす常用者世帯向け住宅とは、車いす常用者が住宅の中において、支障なく日常生活が送れるよう特別設計された住宅です。

道路から住棟へスロープを設置し、段差を解消することで、容易に住宅内を移動できるようにしています。また、住棟の1階にありますので、バルコニーからスロープで屋外にも移動できます。

共通申込資格(1 ページ参照)をすべて満たした上で、募集末日現在において、身体障がい者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けており、かつ、下肢又は体幹の機能障がいの程度が高い車いす常用者の方がいる世帯

(注意)車いす常用者とは、室内及び室外において、常に車いすを使用している方をいいます。

(注意)9ページから10ページの「2. 申込みの無効・失格・注意事項について」も必ずお読みください。

## 2. 申込みの無効・失格・注意事項について

### 申込みの無効・失格

次のような場合は申込みを無効とします。なお、受けつけた後、当選しても失格となります。

- ① 申込者本人及び同居しようとする方が、暴力団員である者。
  - ② 重複申込みをしたとき。
    - ・1世帯(婚約者との申込みの場合等も1世帯とする。)で2通以上申込みされたとき。
    - ・また、申込者本人又は同居しようとする方として申込書に記載のある方は、他の世帯で申込むことはできません。
    - ・申込書による申込みと電子申請を重複しての申込みもできません。
  - ③ 申込書等に不正の記載があったとき。
  - ④ 必要事項が記載されていないとき。
  - ⑤ 申込資格がないとき。
  - ⑥ 友人等の寄合世帯や世帯を不自然に分割して申込みがあったとき。
- 次のような申込みは、原則としてできません。
- (例1) 夫婦どちらか一方のみによる申込み。
  - (例2) 兄弟姉妹で申込み。(両親の死亡の場合や、今回入居しようとする方全員が単身資格要件を満たしている場合を除く)
  - (例3) 祖父母と扶養関係のない孫との申込み。
  - (例4) おじ・おば・甥・姪・いとこ等との申込み。
  - (例5) 今回入居しようとする者以外の人に扶養されている者が含まれている場合の申込み。
- ⑦ 申込書に記載した方全員が同時に入居できないとき、申込後、同居しようとする親族の変更(死亡・出生の場合は再審査を行います。)はできません。また、婚約者が変わったときも同じです。
  - ⑧ 当選後、指定された期日までに、審査必要書類の提出がないとき。
  - ⑨ 申込みされた応募区分の資格を確認できないとき。

### 入居される場合の注意事項

#### 敷金・緊急連絡先届出書

- ・敷金は、入居の際の家賃の3ヵ月分です。(入居手続時に、納入していただきます。)
- ・入居時には「緊急連絡先届出書」(同居親族以外の方)の提出が必要です。

#### 収入申告

- ・家賃は、入居者全員の収入と住宅の築年数や所在地、広さなどによって、毎年度決定されます。そのため、収入の有無にかかわらず、世帯全員の収入を必ず申告してください。申告がなければ、近傍同種の家賃(民間賃貸住宅と同程度の家賃)をお支払いいただくことになります。

#### 共益費

- ・給水施設、電灯など入居者の共用部分の施設にかかる維持運営費(共益費)を家賃とは別に、入居者に負担していただきます。

## 収入超過者などの市営住宅明渡し努力義務

- ・入居後3年又は5年を経過した方で、一定の収入を超える収入がある場合は、収入超過者または高額所得者の認定を行います。認定を受けたときの家賃は、収入超過者にあっては収入の区分に応じた一定期間後に近傍同種の住宅の家賃となり、高額所得者にあっては近傍同種の住宅の家賃となることに加えて、住宅明渡しの義務が課せられます。  
月収額158,000円を超える(裁量世帯では月収額214,000円を超える)世帯は、収入超過者と認定されます。

## 駐車場

- ・市営住宅には、駐車場の使用者資格や自動車規格の制限があります。  
また、住宅によっては新たに入居される方がただちに利用できる余裕が無い場合があります。  
よって、新たに入居される方で入居後、車を利用される方は、ご自身で市営住宅外の保管場所を確保していただくことが必要な場合があります。(住宅敷地内に無断で駐車しないでください。)

## ペットの飼育

- ・市営住宅は集合住宅であり、住宅の構造上、動物の飼育には適していません。犬猫などの動物を住宅内で飼うことは近所迷惑となり、入居者間のトラブルの原因になりますので、飼わないでください。  
なお、一部の住宅で動物飼育が可能となっているケースがありますが、一定の手続きを経て飼育が可能となったものであり、原則は禁止されています。

### 【飼育が可能な住宅】

北岸和田住宅

※飼育条件やルールがあります。詳しいことは、門真市営住宅管理センターへご確認ください。

## 浴槽・風呂釜等

浴槽「無」住戸の浴槽・風呂釜は、原則、入居者の個人負担で設置していただくことになっております。

・一部の住宅では、大阪ガス(株)の浴槽・風呂釜のメンテナンスリース制度を利用していただくことができます。

なお、入居される住戸に、既にリースの浴槽・風呂釜が設置されている場合、大阪ガス(株)とリース契約を行い、引き続きご利用くださいますようお願いします。

リース制度では、浴槽・風呂釜の月額リース料金は3,325円～4,590円(税込)程度です。(保証金10,000円が別途必要です。)

※リース制度が利用できない住戸タイプもありますので、ご注意ください。

・また、一部の住宅では、前入居者が個人で設置した浴槽・風呂釜について、再利用可能な浴槽・風呂釜が設置されている場合、無償譲渡を受けて使用していただくことができます。

入居される住戸に、再利用可能な浴槽・風呂釜が設置されている場合、譲渡の条件を承諾のうえ使用してくださいますようお願いします。なお、該当する住戸については、「入居案内」送付時にお知らせします。

### 3. 裁量世帯について

次に該当する世帯の方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも 214,000 円以下であれば申込みできます。

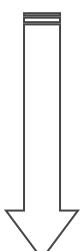
対象世帯	世帯要件
60歳以上の世帯	申込者本人が 60 歳以上であって、かつ、同居者のいずれもが 60 歳以上の世帯。なお、 <u>年齢については募集期間の末日現在での満年齢をいい</u> ます
身体障がい者世帯	申込者本人又は同居親族に、身体障がい者手帳1級から4級までの交付を受けている方がいる世帯
精神障がい者世帯	申込者本人または同居者に、精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けた方、又は現に医療にあたり、当該精神障がい者の事情に精通する精神科医により、同程度の障がいがあると診断された方がいる世帯
知的障がい者世帯	申込者本人又は同居者に、療育手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が A 又は B1 の方、又は同程度の障がいを有する子ども家庭センター若しくは大阪府障がい者自立相談支援センターの長により判定された方がいる世帯
戦傷病者世帯	申込者本人又は同居者に、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいの程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の方がいる世帯
原子爆弾被爆者世帯	申込者本人又は同居者に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方がいる世帯
海外からの引揚者世帯	申込者本人又は同居者に、海外からの引揚者であることの証明書(厚生労働省社会・援護局長の発行する永住帰国証明書)の交付を受けている方で、日本に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病療養所入所者等	申込者本人又は同居者に、平成8年3月 31 日までの間に厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた方がいる世帯
18歳以下の者がいる世帯	同居者に募集期間の末日現在において、18 歳以下の者がいる世帯

## 4. 申込みから入居まで

申込書の配布  
令和7年12月1日(月)  
～12月15日(月)



申込書の受付  
令和7年12月1日(月)  
～12月15日(月)



抽選番号のお知らせ



公 開 抽 選 会  
とき：令和8年1月19日(月)  
午前10時から  
ところ：門真市保健福祉センター4階  
会議室1



抽選結果のお知らせ



入居資格審査

○配布場所：門真市営住宅管理センター  
門真市役所別館2階都市政策課  
門真市役所本館受付・門真市役所別館受付  
門真市南部市民センター受付 等

○申込みは、1世帯につき1通に限ります。  
(郵送・窓口持参・電子申請のいずれか1通)

○申込みの際には、次の書類をご提出ください。

・市営住宅入居申込書

・はがき 2枚(申込書の右側にあります)

※ 電子申請は除く。

※ 内容の審査は、抽選後の入居資格審査時に行います。このため、申込の受付をもって入居資格を有しているということにはなりませんのでご注意ください。

○窓口持参(門真市営住宅管理センターのみ)又は郵送  
(令和7年12月15日までの消印有効)

○抽選会の前日までに申込者へ届くようにお知らせします。

○抽選結果は、当日(抽選終了後)市役所別館1階の玄関前及び門真市営住宅管理センターに掲示します。ホームページにも抽選結果を掲載します。

○必ずしも参加する必要はありません。

○ご参加される場合、会場へはできる限り公共交通機関をご利用ください。(有料駐車場は数に限りがございます)

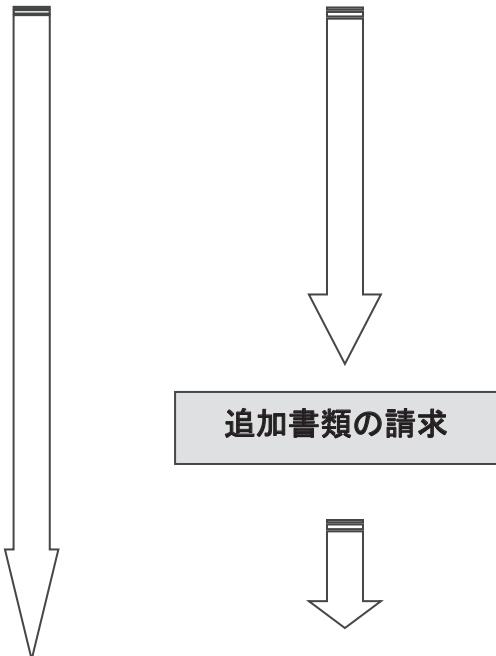
○抽選結果は、当選・落選にかかわらず、全員に郵送または電子メールでお知らせします。

○指定する入居資格審査日までに次の書類を郵送又はご持参ください。

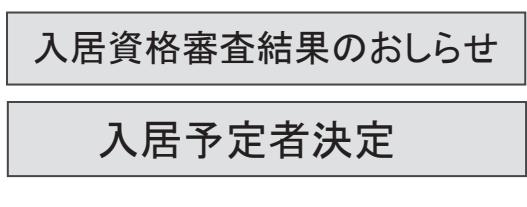
・家族に関する証明書類(住民票・戸籍謄本等)

・収入に関する証明書類(住民税課税証明書等)

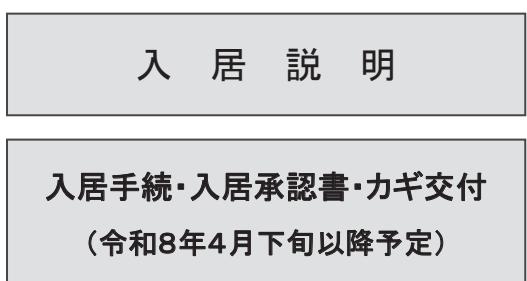
・家屋に関する証明書類(賃貸借契約書・登記簿謄本等)



○ 提出いただいた書類で確認できない事項があるときは、さらに書類の提出をお願いします。



○ 審査の結果  
 - 合格された方には合格の旨と入居時期についてお知らせします。  
 - 失格された方にはその旨をお知らせします。



○ 入居に関する手続の説明をします。

○ 入居手続を完了された方に鍵をお渡しします。  
 - 緊急連絡先届出書(同居親族以外の方)の提出が必要です。  
 - 敷金は当初家賃の3ヶ月分です。  
 - 当初家賃は1ヶ月分先払いとなります。  
 (月の途中での入居の場合は、日割り計算します。)



○ 入居手続完了後、入居承認書に記載の入居期限までに入居して下さい。

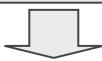
## 5. 月収額の計算のしかた

月収額を計算する前に次のことを確かめてください。

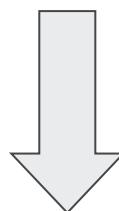
- ① あなたの同居又は同居しようとする親族と扶養親族の数は？
- ② あなたの世帯の総収入金額又は総所得金額は？
- ③ あなたの世帯の収入が基準にあっていますか？

① 同居親族、扶養親族とは？

② あなたの世帯の総収入金額又は総所得金額がいくらであるか調べましょう。



1. 入居しようとする親族(本人を除く)
2. 入居しない遠隔地扶養親族  
(注)家族を不自然に分割又は合併した場合には申込みできません。



給与所得者ですか？ 年金所得者ですか？ その他の所得者（事業所得者）ですか？

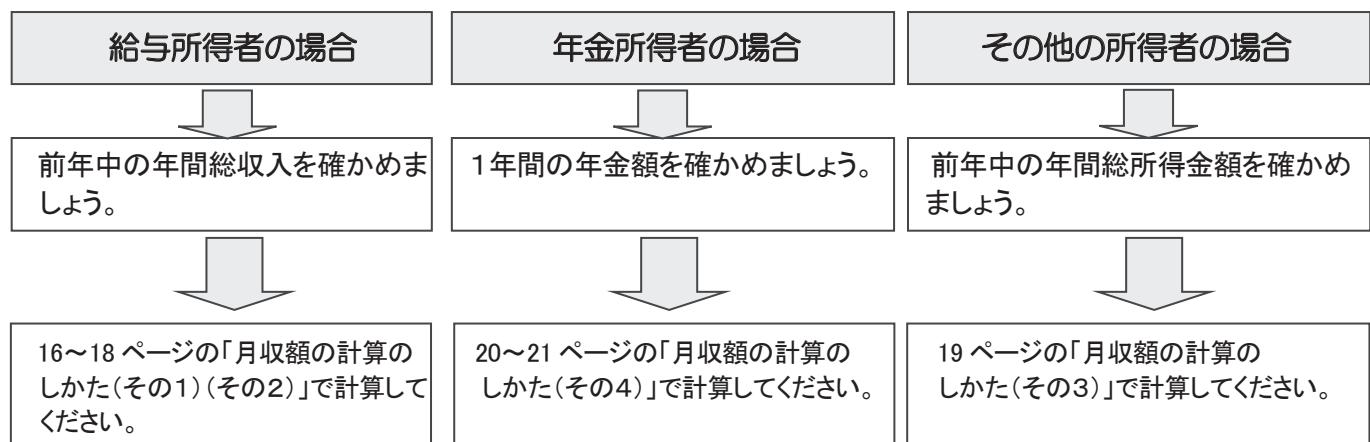
給与所得者とは	年金所得者とは	その他の所得とは
俸給、給料、賃金、ボーナスなどの所得です。 たとえば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。 給与所得でいう総収入金額とは給与所得控除をする前のものでボーナス、手当などを含んだ金額です。(ただし、非課税所得は含みません。)	厚生年金、国民年金、恩給などの所得です。 たとえば老齢年金、退職年金をいいます。 その他、法律により非課税とされている各種年金(障がい年金、遺族年金、福祉年金等)については、所得は0円としてください。	事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得です。 たとえば、自営業、サービス業、外交員などの所得をいいます。 これらの所得で税の申告をしている方は、所得金額を十分に確かめてください。

### 注意事項

- ① 所得としないもの…生活保護の各種扶助、法律により非課税とされている各種年金(遺族年金等)などの非課税所得については所得0円で計算してください。
- ② 退職予定の場合…申込みのときは働いているが、出産、結婚、定年退職などの理由で、入居のときまでに退職しなければならない人で、以後無職無収入となる人は、退職予定と記入のうえ、収入は0円として計算してください。
- ③ 勤務することが…勤務開始後、1ヶ月分の収入実績に基づいて審査を受けた後でなければ入居確実な方の場合できません。
- ④ 求職中の場合…申込み末日時点で職の決まっていない方は、収入が0円として計算してください。
- ⑤ 無職無収入の場合…高齢や身体に障がいがあるなどの理由により、就労が困難な方は、無職(収入は0円)で申し込んでください。
- ⑥ 妊娠中で申し込む…妊娠中で申し込む場合は、募集期間末日において出生していなければ控除などの人数に含みません。

※①～⑤については、資格審査時に証明書が必要です。

③ あなたの世帯の収入が収入基準にあってはいるか計算して確かめましょう。



# 月収額の計算のしかた (その1)

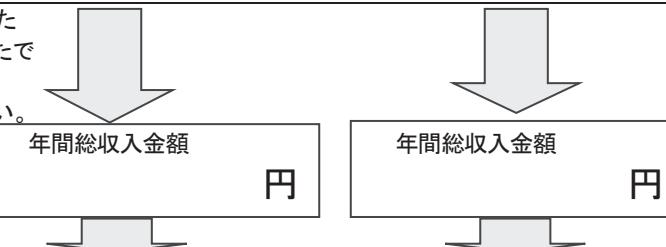
給与所得者の場合

## 年間総収入の計算

就職時期に合わせて該当する欄を見て計算してください。 年間総収入金額は、賞与、臨時給与、手当などを含めた税込みの金額です。	仕事を始めた時期	計算のしかた
	①現在の勤務先に前年 1月1日以前から引き続き勤務している方	前年中の年間総収入金額 (源泉徴収票の支払金額の欄)
	②現在の勤務先に前年 1月2日以降に就職し、現在まで1年以上勤務している方	勤務した翌月から12ヶ月間の総収入金額
	③現在の勤務先に就職してからまだ1年にならない方	勤務した翌月から申込み月の前月までの総収入金額をもとに次により計算した推定金額 $\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務した翌月から申込み月の前月までの月数}} \times 12 + \text{賞与}$ =1年間の推定総収入金額
	④現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給料を受けていない方	雇用条件にもとづき支給が予定されている1ヶ月分の給与を12倍した年間の推定総収入金額

※1年のうち病気、欠勤などのため、収入が著しく減少した  
月の収入は、これを除いたうえ、上表③の計算のしかたで計算してください。

※雇用されることが確実な方は、④により計算してください。



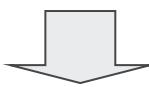
年間総収入金額	年間給与所得金額
⑦ 551,000 円未満	年間給与所得=0
① 551,000 円以上 1,619,000 円未満	年間総収入金額-550,000円
⑦ 1,619,000 円以上 1,620,000 円未満	年間給与所得=1,069,000円
⑪ 1,620,000 円以上 1,622,000 円未満	年間給与所得=1,070,000円
⑪ 1,622,000 円以上 1,624,000 円未満	年間給与所得=1,072,000円
⑯ 1,624,000 円以上 1,628,000 円未満	年間給与所得=1,074,000円
⑯ 1,628,000 円以上 1,800,000 円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。 A × 0.6 + 100,000円
⑯ 1,800,000 円以上 3,600,000 円未満	A × 0.7 - 80,000円
⑯ 3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	A × 0.8 - 440,000円
⑯ 6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	年間総収入金額 × 0.9-1,100,000円
⑯ 8,500,000 円以上	年間総収入金額-1,950,000円

※10万円未満のときはその金額



年間給与所得の合計額  
円 次のページへ

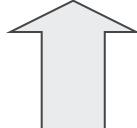
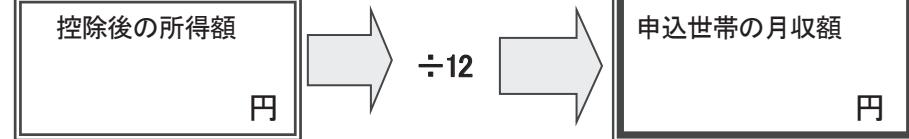
前ページより



年間給与所得金額から、次の控除額を差し引いてください。

控除の種類と金額	控除額
① 同居及び扶養親族控除 ( 入居しようとする親族( 本人を除く ) 及び遠隔地扶養親族 ) <b>38万円 × 人</b>	円
② 老人控除対象配偶者控除	
③ 老人扶養控除 ( 控除対象配偶者又は、扶養親族が70歳以上である場合 ) <b>10万円 × 人</b>	円
④ 特定扶養控除 ( 扶養親族( 配偶者を除く ) が16歳以上23歳未満である場合 ) <b>25万円 × 人</b>	円
⑤ 障がい者控除 ( 障がい者がいる場合 ) <b>27万円 × 人</b>	円
⑥ 特別障がい者控除 ( 特別障がい者がいる場合 ) <b>40万円 × 人</b>	円
⑦ 寡婦控除 <b>最高 27 万円</b> ( 計算後の所得金額が 27 万円未満のときは、その額 )	円
⑧ ひとり親控除 <b>最高 35 万円</b> ( 計算後の所得金額が 35 万円未満のときは、その額 )	円
	控除額の合計額 円

※控除に関する詳  
しい説明は、22  
ページをご覧くだ  
さい。



次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。  
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

申込世帯の計算後の月収額
158,000円以下の方
※ 申込みのしおり 11ページに記載している裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000円を超える場合でも214,000円以下であれば申込むことができます。

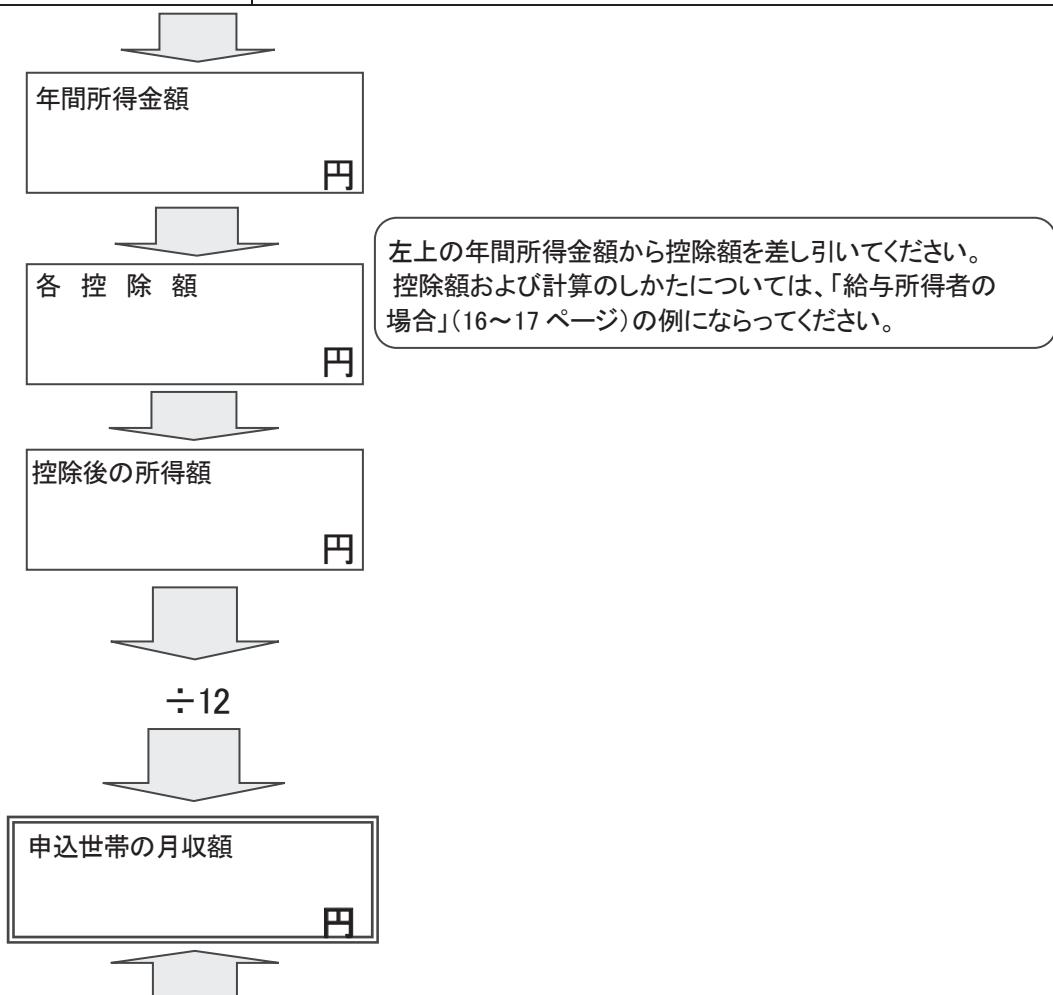
## 月収額の計算のしかた（その2）

### 日雇労働者などの方

給与所得者として賃金をもらっている日雇の方は、16～17ページの「給与所得者の場合」により計算してください。その他の所得として所得申告の際に、税務署に自己申告をしている人は、下の計算で行ってください。

#### 年間所得金額の計算

① 前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額)
② 前年1月2日以後に現在の日雇を始めた方	日雇を始めた翌月からの所得金額でもって計算する。 (収入期間のとり方については、「給与所得者の場合」(16～17ページ)の例にならってください。)



次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。  
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

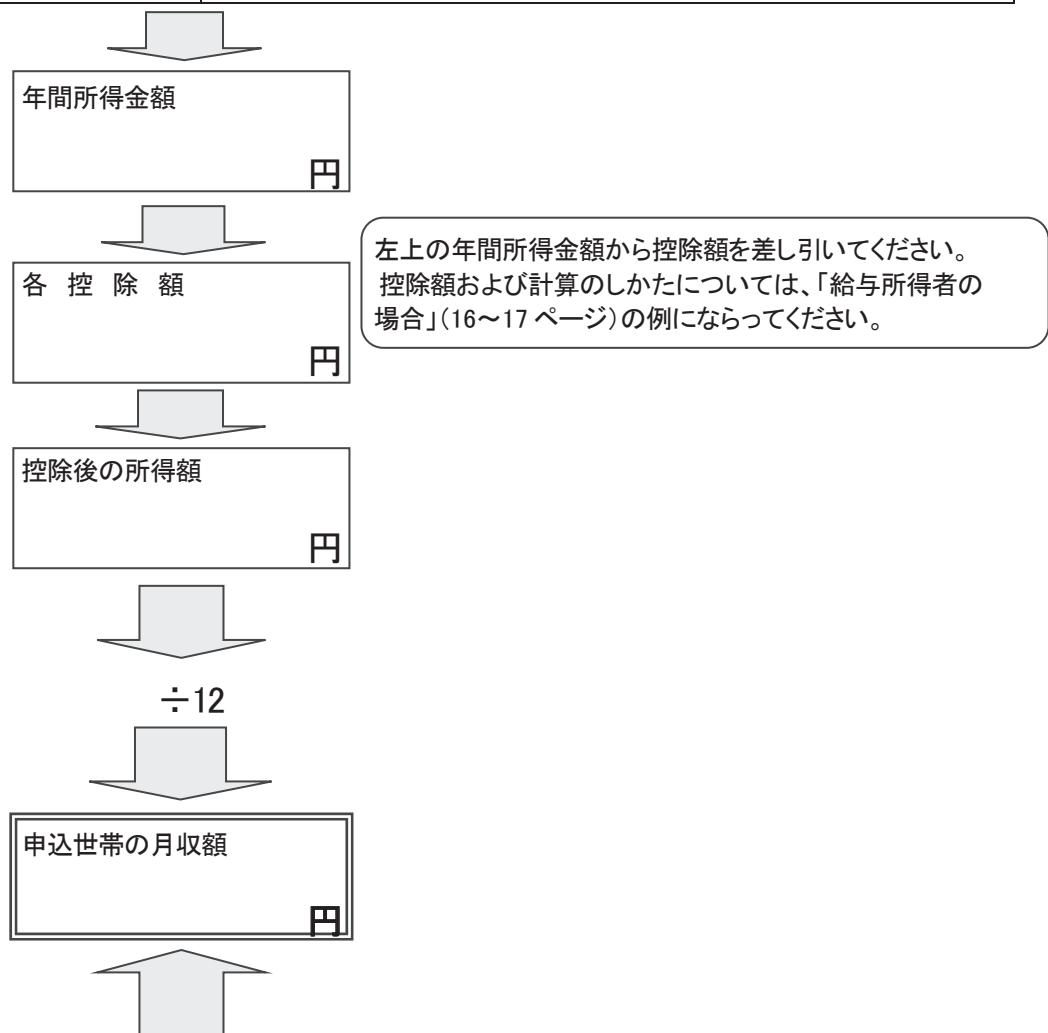
申込世帯の計算後の月収額
158,000円以下の方
※ 申込みのしおり 11ページに記載している裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000円を超える場合でも214,000円以下であれば申込むことができます。

## 月収額の計算のしかた（その3）

## その他の所得者の場合

### 年間所得金額の計算

開業等の時期	計算のしかた
前年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	前年中の年間所得金額 (前年分の所得税確定申告書控の所得金額) 所得金額 = 年間総収入金額 - 必要経費
前年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を始めた翌月からの所得金額でもって計算する。 (収入期間のとり方等については、「給与所得者の場合」(16~17ページ)の例にならってください。)



次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。  
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

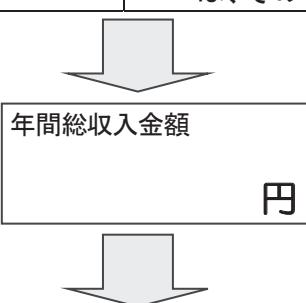
申込世帯の計算後の月収額
158,000円以下の方
※ 申込みのしおり 11ページに記載している裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000円を超える場合でも214,000円以下であれば申込むことができます。

## 月収額の計算のしかた（その4）

年金所得者の場合

### 年間総収入の計算

年間総収入の計算	① 引続き1年以上年金を支給されている方	前年中の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額（2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額）
	② 年金を支給されて、まだ1年にならない方	年金証書の支払年金額。なお、年金額の改定があったときは改定通知書の支払年金額（2種類以上の課税対象年金を支給されている場合は、その合計支払年金額）

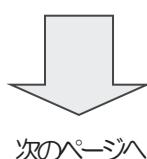


### 年間総収入金額から年間年金所得金額を計算する方法

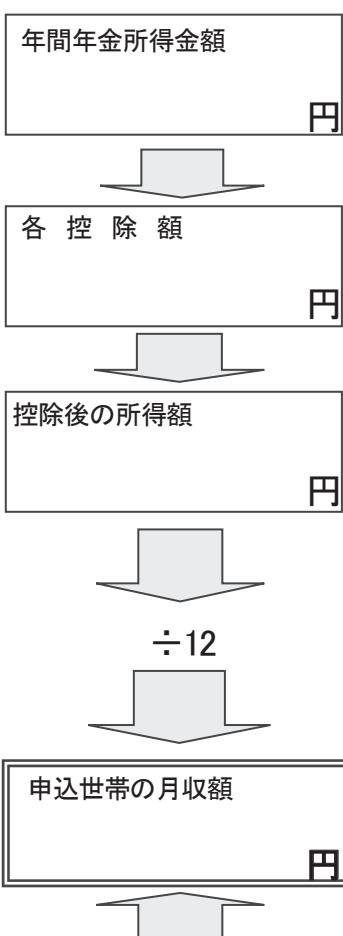
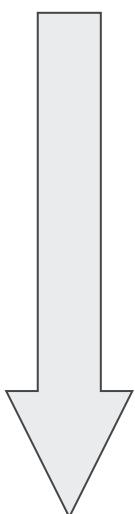
受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額	受給者の年齢	年間総収入金額(A)	年間年金所得金額
65歳以上の方	⑦ 110万円以下	年間年金所得=0	64歳以下の方	⑦ 60万円以下	年間年金所得=0
	① 110万円を超え 330万円未満	(A)-110万円 -最高10万円※		60万円を超え ① 130万円未満	(A)-60万円 -最高10万円※
	⑦ 330万円以上 410万円未満	(A) × 0.75-27万5千円		130万円以上 ⑦ 410万円未満	(A) × 0.75-27万5千円
	① 410万円以上 770万円未満	(A) × 0.85-68万5千円		410万円以上 ① 770万円未満	(A) × 0.85-68万5千円
	⑦ 770万円以上	(A) × 0.95-145万5千円		⑦ 770万円以上	(A) × 0.95-145万5千円

※10万円未満のときはその金額

※10万円未満のときはその金額



前ページより



左上の年間年金所得金額から控除額を差し引いてください。  
控除額および計算のしかたについては、「給与所得者の場合」(16~17 ページ)の例にならってください。

次の収入基準を超えないかどうか確かめて、申込んでください。  
この収入基準にあてはまらないときは、申込みできません。

申込世帯の計算後の月収額	
158,000 円以下の方	
※ 申込みのしおり 11ページに記載している裁量世帯に該当する方は、計算後の月収額が 158,000 円を超える場合でも 214,000 円以下であれば申込むことができます。	

## 6. 控除額について

- ① 同居及び扶養親族控除は、市営住宅に入居しようとする方で申込者本人を除く人数分を必ず控除してください。  
(例. 5人家族の申し込みであれば、4人分)
- ② 特別控除は、所得税法上認定された方で該当する種類の控除を必ず控除してください。

年齢の基準日は令和7年12月15日とします。

控除の種類	控除対象となる方	控除額 (1人につき、年間)
同居及び 扶養親族控除	入居しようとする親族（申込者本人を除く）及び遠隔地扶養家族	38万円
老人控除対象 配偶者控除	同一生計配偶者で、70歳以上の方	10万円
老人扶養控除	扶養親族で、70歳以上の方	
扶養親族控除	扶養親族（配偶者を除く）で、16歳以上23歳未満の方	25万円
障がい者控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方 ・知的障がい者更生相談所等により知的障がいと判定された方 ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方など	27万円
特別控除	申込者本人、同居親族又は扶養親族のうち、次に該当する方 ・身体障がい者手帳の交付を受けている方で、1級又は2級に該当する方 ・戦傷病者手帳の交付を受けている方で、特別項症から第3項症までに該当する方 ・知的障がい者更生相談所等により、重度の知的障がいと判定された方など ・精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1級に該当する方など	40万円
寡婦控除	申込者本人又は同居親族のうち、「ひとり親」に該当せず、合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がおらず、次のいずれかに該当する方 ・夫と離婚した後婚姻をしておらず扶養親族がいる方 ・夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死が明らかでない方	最高27万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)
ひとり親控除	申込者本人又は同居親族のうち、現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、次の要件のすべてに該当する方 ・事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいないこと ・生計を一にする子（その年分の総所得金額等が48万円以下で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない）がいること ・合計所得金額が500万円以下であること	最高35万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)

※控除額を誤って計算されると収入基準に合わない場合がありますのでご注意ください。

## 7. 月収額計算例

### 給与所得者が2人の場合

1. 構成	・本人 (50歳)	年間総収入金額	(会社員) 3,460,000円
	・妻 (45歳)	無職	0円
	・長女 (25歳)	年間総収入金額	(会社員) 1,380,000円
	・長男 (16歳)	高校生	

### 2. 計算方法 (注) 年間総収入金額を年間給与所得金額に換算する。

- ① 本人の年間給与所得金額  $3,460,000 \text{円} \div 4,000 = 865 \text{円(1円未満切捨て)}$   
 $865 \text{円} \times 4,000 \times 0.7 - 80,000 \text{円} - 100,000 \text{円} = 2,242,000 \text{円}$
- ② 長女の年間給与所得金額  $1,380,000 \text{円} - 550,000 \text{円} - 100,000 \text{円} = 730,000 \text{円}$

### ○年間総収入から金額から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
⑦ 551,000円未満	年間給与所得=0
⑦ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円
⑦ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円
⑦ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円
⑦ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円
⑦ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円
⑦ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。 A × 0.6 + 100,000円
⑦ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円
⑦ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.8 - 440,000円
⑦ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
⑦ 8,500,000円以上	年間総収入金額-1,950,000円

※10万円未満のときはその金額

### ③ 申込世帯の月収額

$$(本人の年間給与所得金額+長女の年間給与所得金額)-(控除額 \times 人数) = \text{申込世帯の月収額}$$

12

$$(2,242,000 \text{円} + 730,000 \text{円}) - (38 \text{万円} \times 3 \text{人} + 25 \text{万円} \times 1 \text{人}) = 131,833 \text{円}$$

12

### ○控除額

① 同居及び扶養親族控除	【入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族】 38万円 × 3人 = 114万円	妻・長女・長男
② 老人控除対象配偶者控除		
③ 老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円	
④ 特定扶養控除	25万円 × 1人 = 25万円	長男
⑤ 障がい者控除	27万円 × 人 = 万円	
⑥ 特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円	
⑦ 寡婦控除	最高27万円 人 = 万円 (計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額)	
⑧ ひとり親控除	最高35万円 人 = 万円 (計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額)	

## 給与所得者とその他の所得者がいる場合は

1. 家族構成	・本人 (50歳) 年間所得金額	(自営業) 3,018,000円
	・妻 (45歳) 年間総収入金額	(パート) 990,000円
	・長男 (17歳) 高校生	
	・長女 (14歳) 中学生	
	・次女 (12歳) 小学生	

## 2. 計算方法 (注) 年間総収入金額を年間総所得金額に換算する。

- ① 本人の年間所得金額 3,018,000円 (自営業のため)  
 ② 妻の年間給与所得金額 990,000円 - 550,000円 = 440,000円

## ○年間総収入から年間給与所得金額を計算する方法

年間総収入金額	年間給与所得金額
⑦ 551,000円未満	年間給与所得=0
⑧ 551,000円以上 1,619,000円未満	年間総収入金額-550,000円
⑨ 1,619,000円以上 1,620,000円未満	年間給与所得=1,069,000円
⑩ 1,620,000円以上 1,622,000円未満	年間給与所得=1,070,000円
⑪ 1,622,000円以上 1,624,000円未満	年間給与所得=1,072,000円
⑫ 1,624,000円以上 1,628,000円未満	年間給与所得=1,074,000円
⑬ 1,628,000円以上 1,800,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切捨てた後に4000を掛け戻して計算した額を、右のAにあてはめてください。
⑭ 1,800,000円以上 3,600,000円未満	A × 0.6 + 100,000円
⑮ 3,600,000円以上 6,600,000円未満	A × 0.7 - 80,000円
⑯ 6,600,000円以上 8,500,000円未満	A × 0.8 - 440,000円
⑰ 8,500,000円以上	年間総収入金額-1,950,000円

※10万円未満のときはその金額

### ③ 申込世帯の月収額

(本人の年間所得金額+妻の年間給与所得金額)-(控除額×人数) = 申込世帯の月収額

$$(3,018,000円 + 440,000円) - (38万円 \times 4人 + 25万円 \times 1人) = 132,333円$$

12

## ○控除額

① 同居及び扶養親族控除	【入居しようとする親族(本人を除く)及び遠隔地扶養親族】 38万円 × 4人 = 152万円	妻・長男・長女・次女
② 老人控除対象配偶者控除		
③ 老人扶養控除	10万円 × 人 = 万円	
④ 特定扶養控除	25万円 × 1人 = 25万円	長男
⑤ 障がい者控除	27万円 × 人 = 万円	
⑥ 特別障がい者控除	40万円 × 人 = 万円	
⑦ 寡婦控除	最高27万円 人 = 万円 計算後の所得金額が27万円未満のときは、その額	
⑧ ひとり親控除	最高35万円 人 = 万円 計算後の所得金額が35万円未満のときは、その額	

## 8. 申込書の書き方例

様式第1号(第3条、第26条の8関係)

(表)

※	※ 住 宅 番 号	※ 承 認 年 月 日	※ 入 居 年 月 日	※ 受 付

### 申込区分

P27~P31のあき家募集・新築募集から1  
住宅を選んでいただき、選ばれた住宅の申込  
区分の番号をご記入ください。

### 市 営 住 宅 入 居 申 込 書

令和7年12月3日

門真市長 宮本 一孝 様  
この申込書の記載内容が事実に相違するときは、申込みを無効とされても異議のない  
ことを誓約し、次のとおり申し込みます。

申込者	〒 (571-0055) 門真市中町1番1号 ( ) 方) 電話 06 (6902) 1231			氏名	かどま たろう 門真 太郎		
入居しようとする者の氏名		性別	生年月日	続柄	職業	同居別居	扶養の有・無
かどま たろう 門真 太郎		男	昭和46年8月10日	本人	<input checked="" type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	(同)別	(有)無
かどま はなこ 門真 花子		女	昭和47年4月3日	妻	<input checked="" type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input checked="" type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	(同)別	(有)無
かどま まほ 門真 真帆		女	平成12年6月14日	子	<input checked="" type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	(同)別	(有)無
かどま けいいち 門真 啓一		男	平成19年11月15日	子	<input type="checkbox"/> 会社員 <input checked="" type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	(同)別	(有)無
ふりがな			年月日		<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他	同・別	有・無
別居先の住所	続柄 ( ) 続柄 ( )						
主たる生計者の勤務先	所在地	門真市松生町19番25号					
	名称	(株)門真屋					
	電話	06-6000-0000					
<input type="checkbox"/> 多子世帯の優遇倍率制度の適用を受けます。							

多子世帯(扶養している18歳未満の子どもが3人以上いる世帯)の優遇倍率制度を受ける場合は、必ず□に✓を付けてください。  
詳しくは、1ページをご覧ください。

(裏)

あなたが住宅に困っている事情は？（あてはまるものに○印をつけ、又は必要事項を記入してください。）

(1) いま住んでいる住宅の種類

- ア 持ち家
- イ 親・兄弟・姉妹等の家
- ウ 民間賃貸住宅
- エ 社宅・寮
- オ 公社・UR賃貸住宅
- カ 公営住宅（府営・市営）
- キ 間借り
- ク その他（ ）

(2) 住宅の現況

ア 家 賃	<u>73,000</u>	円
イ 家 族 数	<u>4</u>	人
ウ 住 宅 の 部屋 数	<u>2</u>	室
エ 畳 数	<u>12</u>	畳

(3) 住宅に困っている理由

- ア 家賃が高い。
- イ 住宅が狭い。
- ウ 設備が不十分である。
- エ 住宅が古くいたんでいる。
- オ 他の世帯と同居している。
- カ 環境が悪い。
- キ 災害の危険性がある。
- ク 正当な理由による立ち退きの要求を受けている。
- ケ 通勤に不便である。
- コ 結婚するため。
- サ その他

困っている理由について分かりやすく書いてください。

確 認 事 項	<p>申請者及び申請者と同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）は暴力団員ではありません。</p>
---------	---

□に必ず✓を付けてください。

## あ き 家 募 集

一 般 世 帯 向 け

福 祉 世 帯 向 け

若 者 世 帯 向 け

車 い す 乗 用 者 世 帯 向 け

※申込資格は1~8ページをご覧ください。

※抽選方法は35~36ページをご覧ください。

※事前に部屋の内覧はできません。

9. 募集住宅一覧表  
《注意事項》

- ◎申込資格(条件)に該当しているか1~8ページをご確認ください。
- ◎単身者の方は、「入居人数」欄の「1人以上」の申込区分からお選びください。単身者の方の申込資格は、5~6ページをご覧ください。
- ◎1世帯1住宅の申込みです。
- ◎いずれの住宅も、入居の際に家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。
- ◎浴槽・風呂釜等については、10ページをご確認ください。

【一般世帯向け】(市外申込可)

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層 エレベータ	竣工 年度	間取り (m <sup>2</sup> )	備考	予定家賃(令和7年度)(月額)				交通条件	
								《計算後の月収額に応じた家賃です。》					
								一般世帯 月収額	月収額 0~104,000円	月収額 104,001~123,000円	月収額 123,001~139,000円		
2人以上	1	下馬伏	4棟403号室	4階 エレベーター停止 半階段あり	昭和51年度	3DK 51.2m <sup>2</sup>	浴槽なし	18,200	21,000	24,000	27,100	30,900	35,700
2人以上	2	北岸和田	9棟306号室	3階 エレベーター停止 半階段あり	昭和53年度	3DK 57.6m <sup>2</sup>	浴槽なし	20,200	23,400	26,700	30,200	34,500	39,800
2人以上	3	北島	4棟504号室	5階 エレベーター停止 半階段あり	昭和55年度	3DK 55.7m <sup>2</sup>	浴槽なし	20,500	23,700	27,100	30,500	34,900	40,300

【福祉世帯向け】(室内構造は一般住宅と同じです)

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層 エレベータ	竣工 年度	間取り (m <sup>2</sup> )	備考	予定家賃(令和7年度)(月額)				交通条件	
								《計算後の月収額に応じた家賃です。》					
								一般世帯 月収額	月収額 0~104,000円	月収額 104,001~123,000円	月収額 123,001~139,000円		
1人以上	4	下馬伏	2棟201号室	2階 エレベーター停止 半階段あり	昭和51年度	3DK 51.2m <sup>2</sup>	浴槽なし	18,500	21,300	24,400	27,500	31,400	36,300
2人以上	5	北岸和田	6棟102号室	1階	昭和53年度	3DK 57.5m <sup>2</sup>	浴槽なし	20,300	23,500	26,800	30,300	34,600	39,900
2人以上	6	北島	5棟402号室	4階 エレベーター停止 半階段あり	昭和55年度	3DK 57.5m <sup>2</sup>	浴槽なし	21,300	24,500	28,100	31,700	36,200	41,800

## 【若者世帯向け】(市外申込可)

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層 エレベータ	竣工 年度	間取り (m <sup>2</sup> )	備考	予定家賃(令和7年度)(月額)			交通条件	
								《計算後の月収額に応じた家賃です。》				
								一般世帯 月収額	月収額	月収額		
2人以上	7	三ツ島	15棟304号室	3階 (1,4,7階停止)	昭和54年度	3DK 55.4m <sup>2</sup>	浴槽なし	19,100	22,100	25,300	104,000円 0~104,000円	
2人以上	8	四宮	3棟402号室	4階 エレベータなし	平成2年度	3DK 60.3m <sup>2</sup>	浴槽なし	25,100	29,000	33,200	123,000円 104,000円~123,000円	
2人以上	9	千石西町	2棟706号室	7階 エレベータ停止	平成26年度	3DK 59.9m <sup>2</sup>	浴槽あり	28,500	32,900	37,600	139,000円 139,000円~158,000円	

## 【車いす常用者世帯向け】

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層 エレベータ	竣工 年度	間取り (m <sup>2</sup> )	備考	予定家賃(令和7年度)(月額)			交通条件	
								《計算後の月収額に応じた家賃です。》				
								一般世帯 月収額	月収額	月収額		
1人以上	10	三ツ島	8棟106号室	1階	昭和54年度	2DK 57.3m <sup>2</sup>	浴槽あり	24,000	27,800	31,700	139,001~158,000円	
								186,001~186,000円	186,000円	214,000円	地下鉄鶴見線門真南駅 →京阪バス地下鉄門真南→ 三島団地前	
								186,001~186,000円	186,000円	214,000円	京阪本線壹島駅→近鉄バス →四宮住宅前	
								186,000円	186,000円	214,000円	京阪本線大和田駅→京阪バス →京阪大和田駅→門真団地	

## 新築募集

一般世帯向け

福祉世帯向け

若者世帯向け

※申込資格は1~8ページをご覧ください。

※この募集区分は希望階層など住戸の指定はできません。

※抽選方法は35~36ページをご覧ください。

※当選順位に従い、下の階層かつ室番号の小さい住戸から  
順番にあっせんされます。

※当選後にあっせんされた部屋の変更はできません。

※当選者同士での部屋の交換はできません。

※事前に部屋の内覧はできません。

※入居は令和8年4月末頃を予定しております。

### 《注意事項》

- ◎申込資格(条件)に該当しているか「1～8ページ」をご確認ください。
- ◎単身者の方は、「入居人数」欄の「1人以上」の申込区分からお選びください。単身者の方の申込資格は、5～6ページをご覧ください。
- ◎1世帯1住宅の申込みです。
- ◎いずれの住宅も、入居の際に家賃の3ヶ月分の敷金が必要です。
- ◎住戸の指定はお受けできません

### 【一般世帯向け】(市外申込可)

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層 エレベータ	竣工 年度	間取り (m <sup>2</sup> )	備考	予定家賃(令和7年度)(月額)				交通条件
								一般世帯	月収額	月収額	月収額	
2人以上	<b>50</b>	千石西町	募集住戸6戸	全階エレベーター停止	令和7年度	1DK 36. 3m <sup>2</sup>	浴槽あり	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700
2人以上	<b>51</b>	千石西町	募集住戸24戸	全階エレベーター停止	令和7年度	3DK 59. 9m <sup>2</sup>	浴槽あり	29,700	34,300	39,300	44,300	50,600
												京阪本線大和田駅→京阪バス 京阪本線大和田駅→門真団地

### 【福祉世帯向け】(室内構造は一般住宅と同じです)

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層 エレベータ	竣工 年度	間取り (m <sup>2</sup> )	備考	予定家賃(令和7年度)(月額)				交通条件
								一般世帯	月収額	月収額	月収額	
1人以上	<b>52</b>	千石西町	募集住戸20戸	全階エレベーター停止	令和7年度	1DK 36. 3m <sup>2</sup>	浴槽あり	18,000	20,800	23,800	26,800	30,700
2人以上	<b>53</b>	千石西町	募集住戸12戸	全階エレベーター停止	令和7年度	3DK 59. 9m <sup>2</sup>	浴槽あり	29,700	34,300	39,300	44,300	50,600
												京阪本線大和田駅→京阪バス 京阪本線大和田駅→門真団地

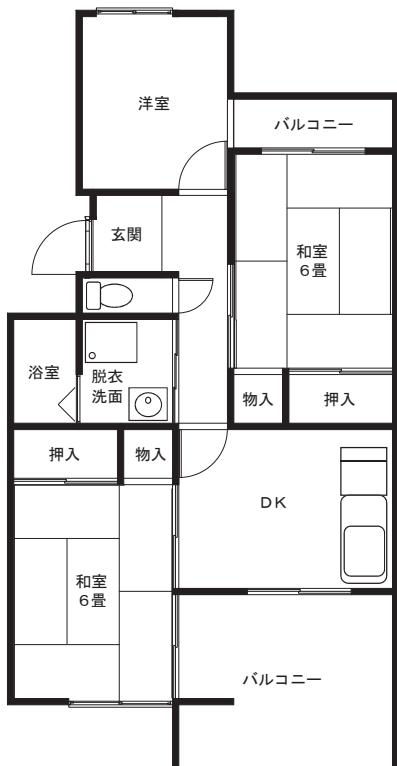
### 【若者世帯向け】(市外申込可)

入居人数	申込区分	住宅名	棟・号室	階層 エレベータ	竣工 年度	間取り (m <sup>2</sup> )	備考	予定家賃(令和7年度)(月額)				交通条件
								一般世帯	月収額	月収額	月収額	
2人以上	<b>54</b>	千石西町	募集住戸1戸	全階エレベーター停止	令和7年度	2DK 50m <sup>2</sup>	浴槽あり	24,800	28,600	32,700	36,900	42,200
2人以上	<b>55</b>	千石西町	募集住戸37戸	全階エレベーター停止	令和7年度	3DK 59. 9m <sup>2</sup>	浴槽あり	29,700	34,300	39,300	44,300	50,600
												京阪本線大和田駅→京阪バス 京阪本線大和田駅→門真団地

## 10. 募集住宅間取り例

これは一般的な例示であって、必ずしもこのような間取りになっているとは限りません。

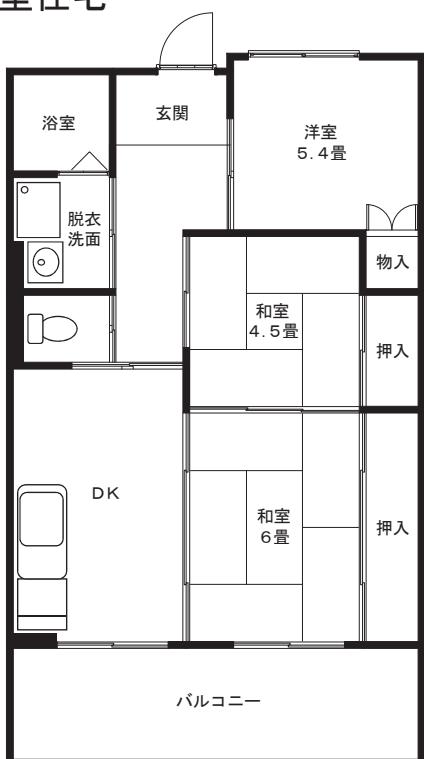
3寝室住宅



3寝室住宅



3寝室住宅



2寝室住宅



## 11. 住宅地図



■下馬伏住宅 住所：門真市江端町（交通：京阪本線大和田駅→京阪バス京阪大和田駅→御領）



■北岸和田住宅 住所：門真市北岸和田1丁目（交通：京阪本線萱島駅→近鉄バス萱島→巣本）



■三ツ島住宅 住所：門真市三ツ島6丁目（交通：地下鉄鶴見緑地線門真南駅→京阪バス地下鉄門真南→三島団地前）



■北島住宅 住所：門真市五月田町（交通：京阪本線古川橋駅 徒歩20分）



■四宮住宅 住所：門真市北岸和田2丁目（交通：京阪本線萱島駅→近鉄バス→四宮住宅前）



■千石西町住宅 住所：門真市千石西町（交通：京阪本線大和田駅→京阪バス京阪大和田駅→門真団地）



## 12. 抽選方法

門真市営住宅の抽選方法は、申込区分ごとに抽選を行うのではなく、1回の抽選で全ての申込区分の当選番号を決める「一連番号方式」とよばれる方法で行います。

「一連番号方式」は、多数に区分されたものを一連の抽選により迅速に処理できることから一般的に用いられており、他の自治体においても採用されている方式です。

具体的な例は次のとおりです。

最も申込の多い区分の最大抽選番号を選び、その数を十の位、一の位に分け、それぞれに順位をつけます。

そして十の位、一の位の数字を順番に組み合わせていきます。

組み合せた番号の上から順に各申込区分の該当番号を選び、当選番号とします。

当選者1名と補欠者2名を決定致します。

例えば、最も抽選番号の多い申込区分の最大抽選番号が92番の場合

(1) まず、十の位の0から9までの玉10個を抽選機に入れます。

抽選器を回して出た玉の順番が9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1, 0とします。

(2) 次に、一の位も0から9までの玉10個を抽選機に入れます。

抽選器を回して出た玉の順番が9, 8, 7, 6, 5, 4, 3, 2, 1, 0とします。

結果を表にすると次のとおりとなります。

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
十の位	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0
一の位	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0

(3) 十の位、一の位の数字順位が決まつたので、数字を十の位から順に組み合わせていきます。

99, 89, 79, 69, 59, 49, 39 29 19 09 98

88 78 ··· 30 20 10 00

これで優先順位が決定しました。

(4) 次に、番号の上から順番に各申込区分の当選と補欠1番目、補欠2番目の該当番号を選びます。

【例1】 抽選番号が1~92番までの申込区分

99, **89**, **79**, **69**, 59, 49, 39 29 19 09 98 88

78 68 ···

92より大きな抽選番号はありませんので、92より大きな数字は除外します。

したがって、当選番号が89番、補欠1番目が79番、補欠2番目が69番となります。

【例2】抽選番号が1～5番までの申込区分

45, 35, 25, 15, **05**, 94, 84, 74, 64, 54, 44, 34, 24, 14,  
**04**, 93, 83, 73, 63, 53, 43, 33, 23, 13, **03**, 92, 82, 72, ·····

5より大きな抽選番号はありませんので、5より大きな数字は除外します。  
したがって、当選番号が5番、補欠1番目が4番、補欠2番目が3番となります。

【例3】抽選番号が1～92番までの申込区分で、89番が欠番となっている場合

99, 89, **79**, **69**, **59**, 49, 39 29 19 09 98 88  
78 68 ·····

99番は、92番より大きい数字のため除外、89番は欠番のため除外します。  
したがって、当選番号が79番、補欠1番目が69番、補欠2番目が59番となります。

《注意》

多子世帯を対象とした優遇倍率制度を受けておられる方は、一人で二つの抽選番号を持っていますので、複数の当選番号に当該された場合は、最初の当選番号のみ有効な当選番号となります。

※多子世帯優遇制度とは、募集期間末日現在で、18歳未満の者を3人以上扶養している世帯に抽選番号を2つ付与される制度です。

## 【令和7年度6月募集における住宅別応募状況】

住宅名	応募倍率
四宮	0.7
千石西町	16.6
下馬伏	2.5
北岸和田	0.5
三ツ島	0.5
北島	2.0



